

相模原市農業委員会第10回会議議事録

開会日時 令和4年12月27日 午後2時07分

閉会日時 令和4年12月27日 午後3時19分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

1	青木 齊	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑯	菱山 喜章
③	加藤 正博	⑩	高橋 三行	⑰	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑱	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑲	加藤 通一
6	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (1番青木齊委員、6番大塚優子委員)

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 松浦毅 濱端雄高 松橋夏織 渡邊健司

議事録署名人 議長

議席11番

議席16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第72号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第73号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第74号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第75号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第76号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第77号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第78号	農用地利用配分計画の作成について
11	報告第54号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第55号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第56号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
14	報告第57号	非農地証明書の発行について
15	報告第58号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
16	報告第59号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
17	報告第60号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第10回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、1番青木齊委員、6番大塚優子委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、11番齋藤孝之委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴希望者はございません。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

齊藤事務局長に報告いたさせます。

事務局（齊藤事務局長）

それでは、令和4年11月30日から令和4年12月26日までの主な会務につきまして報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

12月21日、第62回臨時総会が開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、農業公社と農業会議の合併契約締結承認に関する件ほかでございます。

続きまして、同日、同所におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告9件となっております。

続きまして、市関係でございます。

11月30日、農業委員会第9回総会を行いまして、農業委員17名が出席しております。

続きまして、12月6日、ヤマビル対策に関する打合せを行いまして、松浦所長が出席しております。内容につきましては、JA神奈川つくいからのヤマビル対策の要望についてほかでございます。

続きまして、12月8日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、推進委員9名、農業委員10名が出席しております。また、12月9日、農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会を行いまして、推進委員9名、農業委員9名が出席しております。内容につきましては、令和4年度農地利用状況調査の結果と農地利用意向調査についてほかでございます。

続きまして、12月19日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

2のその他（2）市関係でございます。

12月22日、厚木市都市農業支援センター、JAあつぎ農産物直売所「夢未市」におきまして、農業委員会委員視察を行いまして、阿部会長、菱山副会長、高橋委員長、齋藤憲一副委員長、天野委員長、小林副委員長が出席しております。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、まず初めに、12月8日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（1）令和4年度農地利用状況調査の結果と農地利用意向調査について、以前の意向調査の回答により、自分で耕作するとしながら、いまだに遊休農地となっている農地への対応について質問があり、個別に事務局に話をしてもらい、対応について相談していくとの説明がありました。

報告案件（1）「第5次神奈川県ニホンザル管理計画素案」等に関する意見募集について、事前に情報がなく、農業委員及び推進委員の意見について集めることができませんでした。相模原市有害鳥獣対策協議会で内容は確認していたので、農業委員が全く確認できていないわけではありませんでしたが、被害額が十分に把握されていない状況があるため、このままでは今後の対策に影響があるのではないかとの話がありました。また、推進委員の現地調査用にタブレット端末の導入について話が進んでいると報告がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、12月9日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（1）令和4年度農地利用状況調査の結果と農地利用意向調査について及び（2）令和4年度利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定について、意見等はありませんでした。なお、報告案件（1）「第5次神奈川県ニホンザル管理計画素案」等に関する意見募集については、本庁部会での意見を説明しております。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたらお願いいたします。

17番（藤村委員）

報告案件（1）「第5次神奈川県ニホンザル管理計画素案」等に関する意見募集について、鳥獣対策、ニホンザルの件ですけど、私、農業委員会から推薦された委員をやっているんですが、私はいつまでやっているか分からないので、ぜひ、この状況を把握し

ておいていただきたいので、くどく言わせていただきます。

今動いているのは第4次で、これで終わるわけです。第5次がこれから始まるわけですが、第4次に関しては、ほとんど向こうの言うなりという形です。とはいえ、その原案になる相模原の現状を報告するのは、例えば第5次に関して言うと、半年ぐらい前に取りまとめをしております。そういったものを県で集約して、この第5次を作っている。その半年前ぐらいのところでしたらしっかり目を開いて、そこへしっかりと意見を入れておかないと、話がこうなってしまうということです。ですから、把握しているのは半年前の状況、出した数値とかに関しては議論しています。我々は、出来上がったものをもう1回見なければならないでしょう。第4次ときは案の段階で報告会があり、そこで議論して、厚木と津久井で報告をやって、それが最後の案になっているんですけど、今回はコロナ禍ということがあり、報告会も開催されず、いきなりパブリックコメントで意見を求める形になってしまった。ですから、鳥獣対策の事務局にしっかりと意見を流すように言うておきますけれども、やはり農業委員会としては、しっかりと目を開いて自分のところを言っていたらいいということ。次にどなたが委員になるか分からないけど、案のとおり賛成するだけではなく、実は素案はこちらから出しているの、その辺からしっかりと見ておかないといけないと思います。

ここに予算の話が、もう1回言いますが、相模原は少なくとも金額上は鳥獣被害がすごく少ない、一番いいところだと、そういう形で取られてしまうので、ここはしっかりと、皆さんも協力いただいてやっていきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

お話ありがとうございます。ここでいう第5次は、ニホンザルのことと、それからイノシシが第2次、ニホンジカが第5次になるんでしょうか。これ、決まれば4年間はその計画に基づいて進んでいくわけですね。そうした中で、パブリックコメントが出ていたということで、要は被害額の調査の仕方が甘いのではないかと、そういうことで、JA神奈川つくいには、その辺の調査についてもいろいろ進めているということでありましたので、情報があれば出していただきたいとお願いしていたこともございます。そういうことでございますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第72号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第72号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13から3-16及び3-1015から3-1016は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

初めに、本庁管内の4件について説明いたします。

收受番号3-13と3-14は関連議案となりますので、一括して説明いたします。收受番号3-13は、町田市に住む譲渡人が所有する農地を、また、收受番号3-14は、町田市及び南区磯部に住む譲渡人が共有する農地を、それぞれ町田市に住む譲受人が家族間での財産整理のため、所有権移転を受ける申請となります。譲渡人は、3-13については譲受人の父、3-14は父と弟になります。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地となります。申請地は新戸の田、3筆、1,641㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。また、今後の農業経営に関しては、譲渡人である父を含め、引き続き、世帯で協力して行う予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地12筆、7,268㎡、全て適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が230日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-15は、中央区共和に住む譲渡人が所有する農地を、中央区田名に住む譲受人が親族間での財産整理のため、所有権移転を受ける案件となります。譲渡人と譲受人はいとこの関係になります。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は中央区田名の畑、1筆、66㎡です。今後の作付はキャベツを予定しています。なお、申請地に隣接する畑、1筆、423㎡、スクリーンを御覧いただきまして、航空写真の右上側、黄色の線で囲った部分を譲受人が所有し、耕作しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地10筆、9,307㎡、適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから、許可相

当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3-16は、南区下溝に住む譲渡人が所有する農地を、南区下溝に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受ける案件です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は中央区田名の畑、3筆、1,487㎡です。今後の作付はナスを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地19筆、16,192㎡、適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

本庁分については以上となります。

引き続きまして、津久井事務所管内の2件について説明いたします。4ページを御覧ください。

収受番号3-1015は、緑区鳥屋に住む譲受人が、同じく緑区鳥屋に住む譲渡人が所有する農地を、リニア中央新幹線事業の農地の収用に伴い、その代替地として取得し、営農を継続するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は鳥屋の畑、2筆、1,273㎡です。今後の作付は、ハウレンソウ、コマツナなどの露地野菜、栗、梅などの果樹を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、2,039㎡、適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が110日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3-1016は、緑区中沢に住む譲受人が、東京都西多摩郡に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大により所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請地は中沢の畑、1筆、390㎡です。今後の作付は、ネギなどの露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、5,069㎡、適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、長男が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-13及び3-14については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

5番（斉藤委員）

親子間の贈与のためということで、現地は適切に耕作されています。問題ないと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

収受番号3-15及び3-16については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番（大谷委員）

この土地は1日中日が当たらない小さな土地ですが、お隣の農家の方は大変真面目な方なので、その人に買っていただければ、双方によいことだと思っております。

それからもう一つ、ここは田名の新宿というところで、一度見てみましたが、あちこちに穴を掘って土壌調査をした跡がたくさんありました。そこからコンクリートやアスファルトのかけらがたくさん出ています。そのお隣のところも、赤い枠が該当地ですが、反対側も、どちらも下から水が出るほど掘った跡があります。こういう土地を買われる方に思うことですが、ただひたすら頑張って畑を耕してもらいたい、それだけです。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1015については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

16番（菱山委員）

12月20日に中島推進委員と現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおりで、結構前から栗とか梅とか古い木がいっぱい植わってしまっていて、案内図を見てみると、鳥屋という字が書いてあるところが今度リニアの集団移転地になるわけで、譲受人も転用地の道隣に自分の家ができるのでここを求めたということで、将来的に何年かかかって木を伐根するというお話で、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1016については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

14番（西東委員）

別行動でしたが、落合推進委員と現地調査をしてまいりました。申請地の状況は適正に管理されているんですけども、機械類、トラクターは入れない土地になっているんですね。譲受人は87歳の女性ですけども、農業歴70年ということなんです。地元スーパーの地場野菜コーナーにも毎日のように出荷されている、言わば地元農業者のレジェンドというんですかね、そういう存在で、地元の農業を支えるお一人ということで頑張っているんじゃないかと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

3-16、大谷委員のコメントで、中からアスファルトが出てきたとか、穴を掘ったのは土質調査か何かをやったものかもしれないんですけど、石がごろごろしていたというのは除けばいいけど、仮に変な化合物とか化学物質が入っていたりすると、結局、農地として使えなくなってしまう、そういったところは大丈夫なのか、買われた方の自由といえば自由だけれども、その辺は何か情報がありますか。大丈夫ですよという話なら一安心ですけれども。

事務局（渡邊主査）

事務局では、土質調査、化学物質などの有無についてまでは管理していないんですけども、今回、3条申請を出すに当たって、ボーリング調査を行った上で、譲受人は令和4年4月からの新規就農者ですけれども、納得した上で購入される意向を固めたと伺っています。埋設物が若干出てくるとはいえ、表面は現在の所有者の管理の下、耕作自体はされている土地ですので、経過を見ながら、もし、御本人から何らかの相談があれば、事務局として対応できる範囲で対応したいと思いますので、今回の3条申請については、そのような形で受け取っています。

以上です。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第73号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1017は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-1017は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請地は緑区川尻の畑、1筆、210㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については、これまで本庁管内の案件で審議された議案と同じですので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第73号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第74号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-8から4-9及び4-1004は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

初めに、本庁管内の2件について説明いたします。

收受番号4-8は、申請人が所有する大島の農地、1筆、317㎡を農家住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており手狭なため、新たに農家住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既存コンクリートブロック2段から3段を活用し、南側はコンクリートブロック5段から6段を設置する計画です。雨水については雨水ますを設置し、汚水については浄化槽を設置し、処理する計画です。申請地は相模川清流の里の東約110mです。

続きまして、收受番号4-9は、申請人が所有する田名の農地、1筆、1,146㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、運送事業者からの要望により、駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック1段を活用するとともに、新たにコンクリートブロック1段を設置する計画です。雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は田名望地公園の東約210mです。

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。同じく8ページを御覧ください。

收受番号4-1004は、申請人が所有する緑区川尻の農地、2筆、1,532㎡を駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種及び第3種農地です。申請理由は土木工事事業者からの要望により、駐車場及び資材置場として使用するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック3段から10段積み及びコンクリート擁壁高さ30cmを使用するとともに、新たに万能鋼板高さ2m及び3mを設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は城山給食センターの西側の隣接地です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4－8については、緑区担当山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

この場所は、南側は道路で、そのほかの隣接地は全部申請人の所有地でありまして、北東側は農業の作業場、北西側は、育苗温室ですね。南西側は今果樹園になっていますけれども、本人は育苗温室を増設すると言っていました。現在もトラクター置場に使用している場所で、ここに住宅というのは全く問題ありません、トラックはこれ以上入りませんので。もともと気合の入った新規就農者ですけれども、さらに気合を入れてくれると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続いて、收受番号4－9については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番（大谷委員）

この場所は、近い将来、全て資材置場か駐車場になってしまうという一画で、もともと、この畑も以前から作ったことのない畑で、やむを得ないのではないのでしょうか。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

続きまして、收受番号4－1004については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

2番（齋藤委員）

案内図は9ページを御覧ください。画面で見ると、右側が給食センター、左側が店舗のある場所で、向こう側はコンクリートを作る場所ですけど、手前が県道で、奥側は農道が走っているところです。12月20日に現地調査をしました。申請地は農地が大変広がっている山谷という、もともと農振で農地も多い場所です。案内図に①と書いてあるのが南側の県道で、②と書いてあるのが北側ですけど、ここに住宅があって、左右が農道です。いろいろなものができて、農地は少なくなっている状況です。給食センターですから、何か問題を起こすといけませんので、どういう建築の状況かと確認しました。給食センター側は現在1,200mmのフェンスが設置されており、今回の申請では万能鋼板3mを設置します。店舗側は現在1,800mmと900mmのフェンスとブロックになっているんですけど、申請の方が同じようなものを内側に建てる計画になっております。いずれにしても、農道と県道、特に農道の入口の道そのものが県道より少し狭いので、10トントラックの出入りということですから、セットバックして両方とも広めにしないと、それぞれ通っている車に影響するというので、その辺は一言指導したほうが良いと考えます。ここは東も西も南も農地はないですから、特に問題はないと判断しております。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言ございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第74号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第75号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-25から5-27及び5-1059から5-1063は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1063については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

初めに、本庁管内の3件について説明いたします。

收受番号5-25は、譲受人の株式会社ベルテックスが、譲渡人の所有する下溝の農地、1筆、144㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅1棟を建築し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック高さ約148cmを利用する計画です。雨水については雨水ますを設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、処理する計画です。申請地は相模原麻溝公園の北約550mです。

続きまして、收受番号5-26は、借受人の学校法人北里研究所が、貸出人の所有する麻溝台の農地、2筆、610㎡に賃借権を設定し、駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種及び第3種農地です。申請理由は、校舎の建て替え及び新築に伴い、職員の駐車場が不足するため、駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板及びネットフェンス高さ120cmを設置し、雨水については、雨水浸透側溝による敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約250mです。

続きまして、收受番号5-27は、譲受人の株式会社SAINIが、譲渡人の所有する双葉1丁目の農地、2筆、1,351㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、土木建築業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック3段及び安全鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立双葉小学校の北約80mです。

引き続き、津久井事務所管内の5件について説明いたします。11ページから13ページを御覧ください。

収受番号5-1059は、譲受人である株式会社高麗が、譲渡人の所有する緑区中沢の農地、1筆、183㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、新たに貸駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存コンクリートブロック5段積みを使用するとともに、新たにコンクリートブロック1段を設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立中沢中学校の北西約650mです。

続きまして、収受番号5-1060は、譲受人が譲渡人の所有する緑区牧野の農地、1筆、423㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段積み及び矢板高さ40cmを設置するとともに、雨水は浸透ますの設置による敷地内浸透とし、汚水は合併浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は市立藤野南小学校の北西約710mです。

続きまして、収受番号5-1061は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人の所有する緑区青山の農地、1筆、967㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地とするための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は15ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地2区画とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1段から3段積みまたはRC擁壁高さ90cmから140cm及び地先ブロックを設置するとともに、雨水については浸透ますを設置し、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は市立串川保育園の北約290mです。

続きまして、収受番号5-1062は、借受人である株式会社生物技研が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、3筆、2,025㎡のうち1,139.08㎡に賃借権を設定し、駐車場にするための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、DNA解析を行う専門サービス業を営んでおり、現社屋に隣接する既存の駐車場に新社屋を建築、増設するため、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリート擁壁高さ約90cmを使用するとともに、新たに土留め鋼板1段から2段を設置するとともに、雨水は碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はワゲン療育診療所長竹の西約150mです。

続きまして、収受番号5-1063は、譲受人である有限会社関戸商事が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、5筆、3,244㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は17ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は建設資材製造

販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、鋼板土留め高さ44cmを設置するとともに、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の南西約1,820mです。なお、本件は神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取します。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-25から5-27については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

12月25日に現地調査へ行ってきました。この場所は県立相模原公園の北側でございます。三方の境界線ははっきりしております。特にこれは問題ないと思います。

続いて、北里大学の西側です。ここもきれいに耕うんされて、本当にきれいな農地ですけれども、転用はやむを得ないと思います。

続きまして、双葉のところですが、これも12月25日に現地調査へ行ってきました。ここは大分年数の経っている梅の木がたくさん植わってありました。写真には写っていないんですけれども、ここまで行く道幅が少し狭いかなという感じがしました。事務局に電話で確認したところ、転用者が適切に管理するということでしたので、これも特に問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

收受番号5-1059については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

14番（西東委員）

落合推進委員と現地調査をしてまいりました。申請地はスクリーンで御覧のように既に更地になっているんですけれども、実は奥の南側というんでしょうか、道祖神の一面が少し残されています。事務局に確認しますと、譲受人は親戚筋の人ということで、道祖神はそのまま維持する方針ということです。この道祖神の問題については、お聞きしたいこともありまして、全体協議会で、扱い方といいますか、教えていただければなと思っています。そういうことで南側に一部あるんですけれども、傾斜地になっていて、コンクリートで補強して使うようです。そういうことでは特に問題はないかと思えますので、転用はやむを得ないと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、收受番号5-1060については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いいたします。

3番（加藤委員）

21日に天野委員と2人で見てきました。14ページの図面を見てもらうと、上側の

線がある上が神奈川カントリーのゴルフ場です。ここの脇が倉田さんという前に推進委員をやっていた家がある建物の横、そこで野菜の販売をされていて、その脇に狭い道があって、このすぐ下に道路が通っているんですけど、別に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1061及び5-1062については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

15番（八木委員）

5-1061ですが、国道412号線から信玄道というところ、割と有名な道ですけども、こちらに入りまして、下に少し下りていくような感じの場所になります。道が割と分かりづらいんですけども、下に下りていくような形で進入していきまして、地図で見ると、上から下になだらかな傾斜になっています。そのすぐ下が果樹園になっているので、工事の際に、ここの部分の土留めについてはしっかりしていただければと思います。それともう1点気になったところが、すぐ隣接する道路について、少し狭いので、工事の際に工事の車とかがほかに進入しないように指導していただければと思います。

続きまして、5-1062も、12月26日に長谷川推進委員と現地調査へ行ってきました。許可が先に済んでいるところが道になっていまして、中に進入していくような形で、こちら少し分かりづらいところでした。地図から見て左上のほうからかなり林があったんですけども、木がかなり伐採されていまして、安全を考慮して伐採されたのかなと感じました。こちらきれいに草刈りなどもされていまして、杭などもきちんと打ってあるので、土地の明確化はきちんとされていまして、転用はやむを得ないと思います。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号4-1063については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

16番（菱山委員）

12月21日に、加藤推進委員と現地調査に行ってきました。現場は国道413号線の北側というか、北傾斜になるような場所で、20年も30年も桑の木が放置されていて、写真を見てもらうと分かりますが、昔は養蚕をやっていたんでしょうけど、荒れた木、大木になるような感じで生えていまして、立場上あまり言えないんですけど、こういうところを開発してもらったほうがよくなるような感じもいたしますので、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。皆様の御審議よろしく願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

17番（藤村委員）

5-1060の航空写真を見ているんですけど、このお宅はこれでよろしいとして、農

道が見当たらないので、奥の農地の取付け道路がなくなってしまうような気がする、そこはどうだったんでしょう。

事務局（松浦所長）

今御質問の進入路になりますけれども、今回の開発というか、実際に自己住宅を建てられる東側、ここに1本、認定外道路が入ってしまっていて、約2m弱ですけれども、現在もそこを使って入っていただいているような形になります。そこはそのまま残ります。あと、その部分については、土地利用の中で若干セットバックするような形でお考えのようですから、奥へ行くための道路は確保できていると認識しています。

以上です。

17番（藤村委員）

はい、了解。

10番（高橋委員）

5-1061、967㎡あるんですけれども、転用目的に2区画と記載がありますが、こんなに大きな建売住宅を建てるとか。もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

事務局（松浦所長）

そちらにつきましては、1区画が約470㎡程度、大体2区画、2分の1ずつみたいな形でお考えになっています。津久井地域は引っ越してこられる方が広い土地を求められるというような傾向がありまして、どこの業者も500㎡ぎりぎりだったり、建築条件付ですと自己住宅の建築とは違いますので、500㎡を超えても許可できるような形になっております。実際にほかの業者さんですと、600㎡、700㎡使われるというところもあります。建築条件付ですから、業者さんが自分で建てられるというよりは、実際にお買いになる方が好きなレイアウトでお家を造られるという形で、庭を広く取れたらいいとか、そういう条件の下で、なるべく広い土地を取るような傾向があると業者からは伺っています。今回につきましても、同じように、家の図面等は最終的に建築条件付になりますから、プランとして出していただいています。そんな中で、その土地に見合ったものは造っていただけるという認識でいます。

以上になります。お願いいたします。

10番（高橋委員）

ありがとうございました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

10番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第75号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第76号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第76号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第76号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-367から4-368及び4-1085から4-1086は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページ以降になります。

本議案につきましては、地権者と耕作者との相対で利用権を設定するものです。

初めに、本庁管内の2件について御説明いたします。15ページを御覧ください。

整理番号4-367と4-368は、令和4年11月に新規就農者認定を受けた耕作者が新たに利用権を設定するものです。案内図は18ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は2件、2筆、面積は1,594㎡です。今後の作付は露地野菜を予定しています。

続きまして、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き15ページを御覧ください。

整理番号4-1085は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は19ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件、1筆、面積は961㎡です。

次に、整理番号4-1086は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は20ページを御覧ください。契約期間は3年、件数は1件、1筆、面積は1,063㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第76号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第77号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第77号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、16ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第77号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1087は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17ページを御覧ください。

整理番号4-1087は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から事業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は1件、1筆、面積は333㎡です。こちらについては、更新時期を迎え、利用権の更新を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第77号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第78号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第78号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第78号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号4-1005は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和4年12月12日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和4年12月27日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件について説明いたします。

整理番号4-1005は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、事業者に貸出しを行う利用配分の案件で、相模原市長から農業委員の意見を求められているものです。こちらについては期間満了で更新するための計画となります。件数は1件、1筆、面積は333㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第78号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 報告第 5 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 5 5 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 5 6 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 4 報告第 5 7 号 非農地証明書の発行について

日程 1 5 報告第 5 8 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 6 報告第 5 9 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 7 報告第 6 0 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑があった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（渡邊主査）

ございません。

議長（阿部会長）

ありませんね。

委員の皆様からありますでしょうか。

[なしの声]

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、日程11報告第54号から日程17報告第60号についての報告を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第11回総会は、令和5年1月31日火曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室、この場所です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第10回総会を終了いたします。